

# 武蔵村山市商工会

## 特定退職金共済制度

【 新企業年金保険 】

## ご加入のおすすめ

**福利厚生はまず退職金制度の充実から**

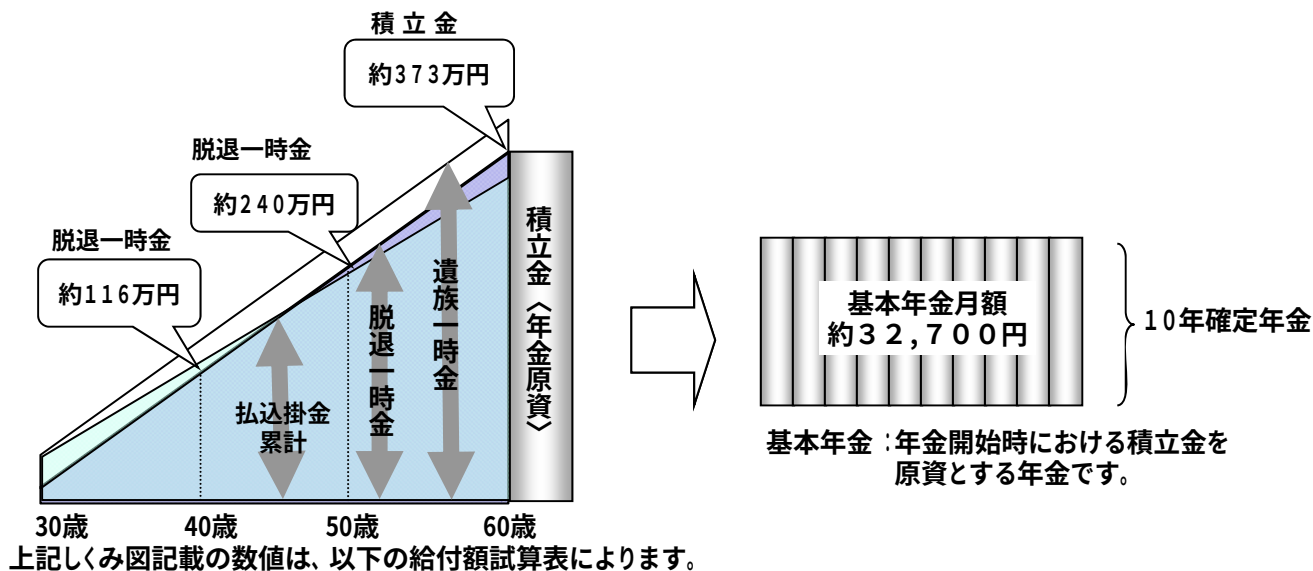
### 【この制度の特長】

1. 掛金は全額損金または必要経費として計上できます。  
(所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条)
2. この制度は「特定退職金共済団体」として国の承認を得て実施するものです。  
(所得税法施行令第74条)
3. 日頃から信頼のある商工会を通じて退職金制度が容易に確立できます。
4. 退職金制度の確立は求人対策、従業員の意欲向上・定着化に役立ちます。

# 制度のしくみと 給付額試算表

## ご加入例

- ・月額掛金 : 10,000円(1口1,000円で10口加入)
- ・加入年齢 : 30歳
- ・退職時年齢 : 60歳(加入年数:30年)
- ・年金種類 : 10年確定年金



## 給付額試算表

月払(1口1,000円で10口10,000円加入の場合)

| 加入<br>年数 | 掛 金<br>累 計 額 | 積 立 金 額<br>(脱退一時金額) | 遺族一時金額      | 基本年金月額<br>(10年確定年金) |
|----------|--------------|---------------------|-------------|---------------------|
| 1 年      | 120,000 円    | 約 113,500 円         | 約 123,500 円 | 約 ( 1,000 ) 円       |
| 3        | 360,000      | 342,400             | 352,400     | ( 3,000 )           |
| 5        | 600,000      | 574,100             | 584,100     | ( 5,000 )           |
| 10       | 1,200,000    | 1,165,900           | 1,175,900   | 10,200              |
| 15       | 1,800,000    | 1,777,200           | 1,787,200   | 15,600              |
| 20       | 2,400,000    | 2,409,100           | 2,419,100   | 21,100              |
| 30       | 3,600,000    | 3,738,700           | 3,748,700   | 32,700              |

(注1) 積立金額(脱退一時金額)、遺族一時金額が掛金累計額を下回る場合があります。  
(注2) 基本年金月額欄の( )内の金額は、年金月額が1万円未満につき、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

## ◎給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来の支払額をお約束するものではありません。

- (1)常時、加入口数498口を維持していること。
- (2)加入者全員の掛金が毎月1日に払い込まれること。
- (3)給付額試算表の給付額は、取扱生命保険会社の予定利率(平成29年5月1日現在)にもとづき計算しております。  
予定利率については、将来変更される場合があります。
- (4)給付額試算表の給付額に配当金は加算しておりません。
  - ①毎年の配当金はそれぞれの支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。
  - ②決算実績によっては配当金をお支払いできない年度もあります。
  - ③配当金が生じた場合には積立金の積増しに充当されます。
  - ④年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。

# 制度のお取扱い

## 〔ご加入の際は〕

### ●加入資格

- ・商工会の地区内にある事業主であれば、誰でも従業員を加入させることができます。
- ・ご加入日現在健康で正常に勤務している満15歳以上65歳以下の従業員の方を対象とし、80歳まで継続加入できます。
- ・この制度への加入は事業主の任意ですが、加入する場合には全員加入が原則です。
- ・役員（使用人兼務役員は除く）、事業主および事業主と生計を一にする家族の方はご加入できません。

### ●新規加入・追加加入と増口

- ・新規加入・追加加入と増口は毎月15日までにお申込みください。申込月の翌月22日より口座振替を行い、振替月の翌月1日から効力が発生します。なお、口数を減らすことはできません。

### ●掛金

- ・全額事業主の負担となります。
- ・払込方法：月払・・・1口1,000円で1口以上26口まで  
掛金には1口につき25円の運営事務費が含まれています。
- ・3ヵ月連続して口座振替が不能となった場合は、脱退のお申出があったものとしてお取扱いいたします。

## 〔こんな給付が受けられます〕

### ●脱退一時金

- 従業員が加入10年未満で中途退職された場合には、その時点の積立金額を従業員本人にお支払いします。
- なお、この制度自体が解約になった場合でも、積立金額は従業員にお支払いします。

### ●遺族一時金

- 従業員が払込完了年齢前に死亡された場合には、その時点の積立金額に払込中の月払1ヵ月分の掛金を加算した額を従業員の遺族の方にお支払いします。
- ◎遺族の順位は労働基準法施行規則第42条から第45条に定めるところによります。

### ●年金

- 従業員が加入10年以上で退職されたとき、次の年金を従業員にお支払いします。
- ・10年確定年金・・・10年間、ご加入者の生死にかかわらず年金をお支払いします。
- ◎年金受給権取得時に将来の年金にかえて一時金をご希望のときは、その時点の積立金額を受け取ることができます。
- ◎年金受取期間中に将来の年金にかえて一時金をご希望のときは、残余支払期間の未支払年金現価を受け取ることができます。
- ◎年金は年4回に分けて3ヵ月分ずつ支払われます。
- ◎基本年金月額が1万円に満たないときは、年金にかえて一時金でお受取りいただきます。

## 〔配当について〕（毎年の決算（7月末）により配当金が生じた場合）

- 掛金払込期間中は積立金の積増しに充当します。
- 年金支払開始後は年金の増額に充当します。

# 税制上のお取扱い

## 〔脱退一時金〕

退職時に支払われる脱退一時金は退職所得の対象となります。(所得税法第31条)

## 〔年 金〕

ご加入者本人が受け取る年金は、雑所得として課税されます。(所得税法第35条)

## 〔遺族一時金〕

相続税の対象となりますが、受取人が法定相続人の場合は、他の生命保険と合算した金額について相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。(相続税法第3条・第12条)

注) 上記のお取扱いは平成29年4月1日現在の税制によるもので、将来変更される場合があります。  
なお、個別のお取扱いについては所轄の税務署にご確認ください。

## 〔基礎率変更権について〕

保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など予見しえない事情の変更により年金額・給付金額等の算定基礎となる基礎率を変更することがあります。その場合には、年金額・給付金額等が減少することがあります。

## 〔業務または財産の状況の変化による給付金額などの削減について〕

保険会社の業務または財産の状況の変化により、年金額・給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、年金額・給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(以下の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。)

## 〔制度の運営〕

この制度は、武蔵村山市商工会が以下の引受保険会社と締結した新企業年金保険契約にもとづき運営いたします。

引受保険会社：富国生命保険相互会社

### ●取扱金融機関

りそな銀行(取りまとめ店)

山梨中央銀行

青梅信用金庫

西武信用金庫

多摩信用金庫

### ●ご連絡先

**武 蔵 村 山 市 商 工 会**

東京都武蔵村山市本町2-5-1

TEL (042) 560-1327